

臨時株主総会 議決権行使結果

2024年3月18日開催の当社臨時株主総会の議決権行使結果は、以下のとおりであります。

1. 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

① 本株式併合の割合

当社株式27,000,000株を1株に併合いたします。

② 本株式併合の効力発生日

2024年4月11日

③ 効力発生日における発行可能株式総数

12株

第2号議案 定款一部変更の件

① 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

③ 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は大手門株式会社（公開買付者）1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年4月11日に効力が発生するものとします。

2. 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第 1 号議案	664, 872	117, 436	855	(注)	可決 (84. 89%)
第 2 号議案	664, 872	117, 440	855	(注)	可決 (84. 89%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成であります。

3. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会の前営業日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上